

別記様式第1号(第四関係)

か み た ま り ち く か っ せ い か け い か く
上田万里地区活性化計画

広 島 県
広島県竹原市

平成21年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	上田万里地区活性化計画						
都道府県名	広島県	市町村名	竹原市	地区名	上田万里	計画期間	平成21年度～平成25年度

目 標 :

基盤整備により、農用地の集積を行い、農作業の省力化、生産性及び収益性の向上を図ることで地域農業の活性化及び担い手の育成を図り、世帯数を維持させる。

世帯数（H15；80世帯）→（H19年；82世帯）→（H25年；82世帯）

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は竹原市の北西部に位置し、二級河川田万里川と国道2号線沿いに農地が広がる区域である。年間をとおして比較的温暖な気候で、田万里川を底部とした谷状になっており、急傾斜で、狭小な農地が点在している。農業は、水稻を中心に少量多品目での耕作で戸別経営面積は小さく不整形であり、農作業効率が悪く土地利用型農業の展開は困難な状況である。

現状と課題

当該区域の農業は水稻中心に少量多品目であったが、近年の少子化と若者の流出による過疎化、農業従事者の高齢化が同時進行することで、農業経営が不安定になり、将来における地域活力の減退・人口の減少が懸念される。

今後の展開方向等

農業従事者の高齢化と後継者不足による農業の弱体化は、地域活力の低下を招く。そこで本地区では、現在の農地を整備し大型機械による、より効率的な農作業環境と汎用性の高い農地を整備するため、基盤整備(区画整理)に取り組み農業生産条件の改善を行う。また担い手を中心とした農業集落法人を目指し、力強い農業構造の確立と体力に応じた農作業とすることで、離農・耕作放棄地の発生を防止し、定住世帯数を維持させる(82世帯→82世帯)ことで地域の活性化を目指す。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
竹原市	上田万里	基盤整備(区画整理)	竹原市	有	イ	
竹原市	上田万里	基盤整備(農業用排水施設)	竹原市	有	イ	

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

上田万里地区(広島県竹原市)	区域面積	861.3ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積は861.3haであり、このうち農林地面積は817haで95%を占める。 (竹原市農業委員会農地管理システムによる) また、全就業者数のうち38%以上が農業従事者であることから当該地域において農業が重要な役割を担っている。 (農業従事者82人/全就業者212人;農地法第84条に基づく小作地調査H19.8.1と男女別行政人口調査H19.8.1との対比)		
②法第3条第2号関係： 農家人口の減少(H16→H19; 14.6%減)。 (82人<H19>/96人<H16>;農地法第84条に基づく小作地状況調査H19.8.1とH16.8.1との対比) 農業者の高齢化(H19; 53.7%)。 (44人<高齢者数>/82人<全農業者数>;農地法第84条に基づく小作地状況調査H19.8.1の農業者全体に占める高齢者) また、本地区は市総合計画に位置付けられており、農山漁村活性化における重点地域である。 以上から、定住促進が当該地域の活性化にとって必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係： 当該区域の集落形態は国道2号線を挟んで、散在集落である。 国道沿いに工場が点在する程度で、市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	種別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期(農林水産省令第2条第4号二)

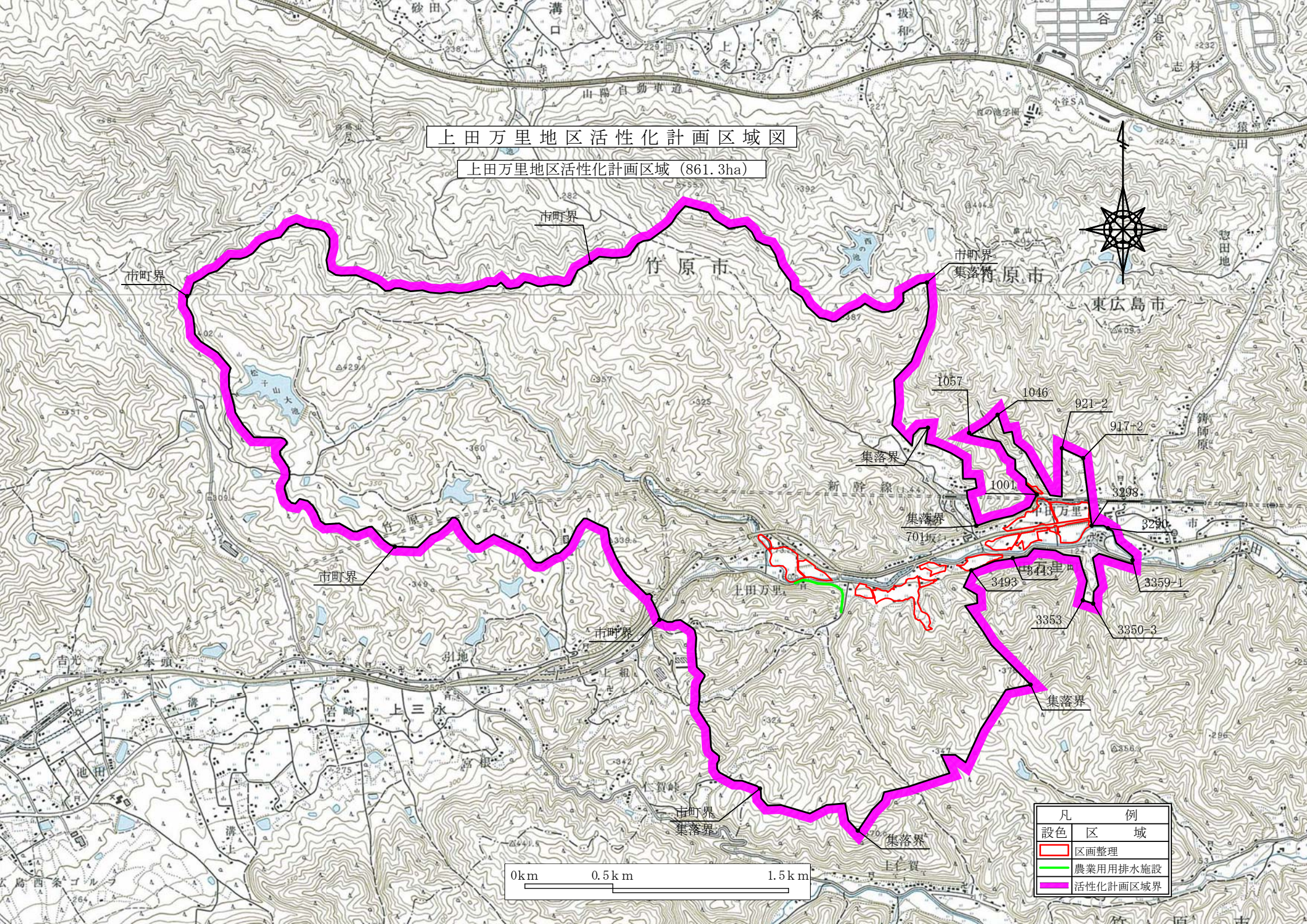
5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画区域内の世帯数について、計画期間終了時点で住民基本台帳により、定住状況を把握した上で、市及び県が目標達成状況の検証を行い、評価の妥当性について第三者への意見聴取を行う。

上田万里地区活性化計画区域 (861.3ha)



農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計 画 主 体 名	計 画 期 間
ひろしまけん	平成21年度～平成25年度
(代表)広島県	
ひろしまけんたけはらし	
広島県竹原市	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
広島県 農林整備局 農業基盤課 農地整備室	082-513-3650	082-228-1301	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp
竹原市 建設産業部 産業文化課 農政水産係	0846-22-7745	0846-22-8579	sanbun@city.takehara.hiroshima.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標		増 加 率 等 の 算 出
事業活用活性化計画目標	増加率等	
定住等の促進に資する担い手への農地利用集積	61.53	計画区域における担い手への農地利用集積率の増加(ポイント) $\frac{(\text{計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積} \div \text{事業の受益面積})(\text{目標}) \times 100 - (\text{事業実施地区における担い手への経営等農用地面積} \div \text{事業の受益面積})(\text{現状}) \times 100}{8.0(\text{ha}) \div 13.0(\text{ha}) - 0.0(\text{ha}) \div 16.8(\text{ha})} \times 100 = 61.5\%$
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
本計画は、上田万里地区において区画整理13.0haを実施するものである。これにより、より効率的かつ汎用性の高い環境に整備され、集落法人への農地利用集積により継続して営農を行うことで、力強い農業構造を確立し、離農と耕作放棄地の発生を防止し、集落の定住戸数の維持を図り、地域農業の活性化に資することを目的とする。そこで、事業活用活性化計画目標は、集落法人の安定した運営に欠くことのできない指標である農地利用集積を設定した。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

Ⅱ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

[illegible]

Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠及び農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事 業 メ ニ ュ ー 名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事 業 メ ニ ュ ー 名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

2 農山漁村地域再生対策(農山漁村プロジェクト交付金特別枠)

優先枠	交付対象事業と併せて実施される関連事業		関連施策と交付対象事業との関連性及び併せ行うことにより期待される効果
	施策の名称	所管省庁	
農山漁村地域再生対策(農山漁村プロジェクト交付金特別枠)			

[illegible]

[illegible]

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	広島県、広島県竹原市		
計画期間 実施期間	H21度～H25度 H21度～H25度	総事業費(交付金)	250,000千円(137,500千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	定住等の促進に資する担い手への農地利用集積を目標としており、基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	「竹原農業振興地域整備計画」の農用地等保全整備計画に本地区の整備は位置付けられており、各種関連制度・施策との連携等が図られていると判断する。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	田万里地区自治会で地域住民の合意を得ている。
事業の推進体制は確立されているか	○	農事組合法人 上田万里(仮称) が推進にあたっている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	目標は定住戸数の維持であり、事業活用活性化計画目標は法人経営を確かなものとするための集積としており、整合性が確保されていると判断する。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間、実施期間とも5年としており、支援交付金実施要綱第3の3及び要領第3の1に照らして適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	事業費250,000千円のうち137,500千円(55%)、事務費5,246千円のうち2,623千円(50%)であり、限度額範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	平成21年度新規申請である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当無し
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林畜水産業関係補助金交付規則により算定している。 区画整理において最も短い耐用年数は舗装(アスファルト)の10年であり、5年以上のものである。 農業用排水施設の耐用年数は、鉄筋コンクリート水路の30年であり、5年以上のものである。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	総費用総便益比は1.23≧1.0である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	受益面積13.0haで、担い手への農地利用集積等が見込まれ、事業実施主体は竹原市であることから実施要綱等に定める要件(受益面積5ha以上)を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は竹原市である。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	事業費については、土地改良工事積算基準により適正に算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	暗渠排水資材(モミガラ)は、地元発生材を利用する計画としており、コスト削減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	
施設用地が確保されている又は確保される見通しが付いているか	○	道水路等の用地は創設換地により市が取得する予定。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	竹原市総合計画(実施計画)に位置付けられており、十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	